

### 33. 清須市

#### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての文書回答

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたつて臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

① 住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

(回答)事務手続きが煩雑なことや住宅改修や福祉用具は定められた価格が決まっていないため、受領委任にすると利用者は1割の金額を支払うだけとなり、価格について高いとか安いとかの判断が失われる可能性があるため、考えていない。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

(回答)全ての要介護認定者を、一律に障害者控除の対象とすることはふさわしくないとの国の指導もあることから、現在市の基準について検討中です。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)全ての認定者に送付することは、郵送経費等から考えていません。広報や要介護認定の結果通知に案内を同封し周知を図っています。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

(回答)全ての要介護認定者を一律に障害者控除の対象とすることはふさわしくないとの国の指導もあり、毎年申請していただくこととしています。

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

(回答)平成20年度から県制度分について、現物支給を実施する予定のため、本市についても、それに合わせて実施を考えている。

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

(回答)既に実施済み。(制度については、広報等により周知)

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

(回答)今後の状況をみて、検討します。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

(回答)今後の状況をみて、検討します。

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

(回答)2割軽減は実施していません。

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

(回答)平成19年1月1日から実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。  
(回答)介護保険法のルールに基づき実施をしております、一般会計からの繰り入れは考えておりません。
- ②介護保険料について
- ★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。  
(回答)減免制度は現時点では考えておりません。  
イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。  
(回答)減免制度は現時点では考えておりません。
- ③利用料について
- ★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。  
(回答)所得に応じて、一定額を超える場合は高額介護サービスの支給制度があり、考えておりません。  
イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。  
(回答)現在は、世帯非課税で本人の合計所得が80万円以下の場合、限度額が15,000円に引き下げられており、これ以上の引き下げは考えておりません。  
ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。  
(回答)市独自の減免制度については考えていません。国の軽減措置の拡充については、介護保険料の兼ね合いもあると考えますが、国に対しては機会があれば要望していきたいと考えております。
- ④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。  
(回答)国の指針に基づき該当するとの医師の所見があれば、申請に基づき認めています。
- ⑤地域包括支援センターについて
- ★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。  
(回答)清須市社会福祉協議会に委託しておりますが、現在は6名体制で実施しており、十分な配置と考えています。  
イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。  
(回答)権利擁護や老人虐待等は、地域包括支援センターと連携を取りながらケースバイケースで実施している。また、必要な場合は養護老人ホームへの措置等を行っている。  
ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。  
(回答)該当ありません。
- ⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。  
(回答)尾張中部福祉圏域では、平成18年4月に「清洲の里」が開設されていますが、今後、圏域の市町と協議を行う必要があると考えています。
- ⑦人材確保と質の向上のために
- ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。  
(回答)ケアマネジャーやホームヘルパーなど、清須市以外の事業所もあり、市として全てに対応できないので、事業所の責任で実施すべきものと考えます。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(回答) 介護サービスの多くの事業所は市外にあり、清須市としての対応には限度があります。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

(回答) 現実には地域支援事業を行う保健師等の人件費は一般会計から支出しています。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 現在、毎週月～金の週5日実施していますが、土、日については、委託事業所の都合もあり当面は現在のままで実施します。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

(回答) ゴミ出しの援助は考えていません。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

(回答) 介護手当について、支給は考えていません。要介護3以上の方については、紙おむつの支給をしています。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

(回答) 独自の助成制度はあります。ただし、補助基準限度額を60万円とし、2分の1を補助しています。(所得税非課税世帯のみ)

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

(回答) 現在、社会福祉協議会でサロン事業に補助をしていますが、将来的には、介護予防の一環として、このサロン事業の活用やボランティア等を活用した宅老や街角サロンを実施したいとは考えています。

## 2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

(回答) 清須市国保については、厳しい財政運営を強いられており、独自施策は考えておりません。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

(回答) 清須市国保については、厳しい財政運営を強いられており、独自施策は考えておりません。

## 3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答) 現在のところ検討中です。

②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答) 現在のところ検討中です。

福祉給付金の一般の対象者の年齢を70歳に引き下げることについては考えていません。

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞

納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

(回答)後期高齢者医療については、愛知県の広域連合で医療事務を処理するため、本市独自で、特段の取り計らいをすることは考えていません。

#### 4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)本市においては、入院・通院共に6歳の誕生日の年度末までで実施。また、入院時の自己負担分の食事療養費については、福祉給付金で支給している現状です。県制度は、来年度から通院は就学前まで、入院を中学校卒業までに対象年齢を拡大する予定ですので、本市においても見直しは必要と考えますが、予算の関係もあり、詳細について現在検討中です。

★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答)平成20年度より、妊婦健診回数については、国の指針にあわせ回数を増やす予定です。

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

(回答)現在のところ考えていません。

④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答)就学援助制度の拡充については、現在考えておりません。申請の受付についてはすでに学校及び市の窓口で行っております。

#### 5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

(回答)回答できません。

★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)今後、清須市国保の財政状況等を考慮し、慎重に検討したい。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)現在のところ考えていません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

(回答)現在の基準で対応したいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

(回答)現在のところ資格証明書の発行はしていません。

短期保険証についても正規の保険証と変わりありません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)収納課の窓口により納付相談を十分おこない、その判断の基、短期保険証の発行を決定しています。

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

(回答)滞納者に対しては交付制限をし、高額療養費の貸付制度での対応をお願いしています。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

(回答)現在のところ、実施していません。

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

(回答)現在、本市に合わせた規定を検討、作成中です。

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

(回答)現在のところ、考えていません。

## 6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

(回答)生活保護の申請については、内容など十分に聞き取り、相談に応じており必要であれば速やかに申請書を提出していただき、生活保護の対象とするようにしております。

## 7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

(回答)法律に軽減制度が規定されているため、市独自の軽減制度(資産要件の撤廃)は設ける予定はありません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答)利用料負担について、補装具には市独自の軽減制度はないが、自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業及び助成事業を除く。)に係る利用者負担額を合計して法律の定める限度額とする市独自の軽減制度を設けています。

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

(回答)清須市地域生活支援事業取扱要領の移動支援事業において、(1)通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、(2)通年かつ長期にわたる外出、(3)社会通念上適当でない外出、は対象外と規定しており、保育園、学校等の送迎についても(2)の通年かつ長期にわたる外出に該当するということで対象外としております。ただし、保護者の疾病等により一時的なものは対象としております。また、利用時間の上限も設けており、これらの条件の撤廃は考えておりません。

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(回答)精神障害者は、障害者医療制度のなかですべての医療対象分を助成しております。

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

(回答)市独自の軽減制度は設ける予定がありません。

⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

(回答)児童デイサービスについては、実施する事業者が少ないのが現状ですが、清須市地域生活支援事業の中で、日中一時支援事業を行っております。

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

(回答)地域活動支援センター、就労継続支援B型事業所(小規模授産所から移行)へ人件費補助を行っています。

## 8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

(回答)特定健診については検討中です。がん検診については従来通りの方法での実施(3分の1程度自己負担)を考えております。歯周疾患健診については無料です。歯科医療機関での検診は通年実施しており、継続いたします。

②歯周疾患健診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

(回答)歯周疾患健診については、従来通りに年1回実施します。また、75歳以上の健診については、健診方法も含め検討中です。

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

(回答)年1回実施しています。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

(回答)年1回実施しています。